○動物実験審査委員会細則

（平成１５年１０月１日細則第１４０号）

改正　平成18年10月31日細則第112号　平成19年3月30日細則第44号
平成20年3月31日細則第62号　平成25年3月28日細則第11号
平成27年4月8日細則第57号　平成30年3月22日細則第34号
平成31年3月27日細則第135号　令和元年12月25日細則第179号

（趣旨）

第１条　動物実験実施規程（平成１５年規程第１２９号。以下「規程」という。）第１９条第６項に基づき、動物実験審査委員会（以下「審査委員会」という。）の構成その他必要な事項について定める。

（組織）

第２条　規程第１９条第１項に基づき、和光事業所に和光動物実験審査委員会を、筑波事業所に筑波動物実験審査委員会を、横浜事業所に横浜動物実験審査委員会を、神戸事業所に神戸動物実験審査委員会を置く。

（構成）

第３条　各事業所の審査委員会は、次に掲げる者で構成する。

（１）　事業所が所掌する地区の監督者

（２）　所長が委嘱する研究所外の者　３名以内

（３）　所長が指名する研究所内の者　５名以内

（４）　研究支援部長

（５）　安全管理部長等

２　前項の委員は、動物実験等に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者、及びその他学識経験を有する者をそれぞれ１名以上含めなければならない。

（審査委員会委員長）

第４条　委員長は、委員の互選とする。

２　委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（任期）

第５条　第３条において所長が指名又は委嘱する委員の任期は、２事業年度以内とする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第６条　審査委員会は、委員長が招集する。

２　審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の研究所内外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第６条の２　委員長及び委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を辞した後も同様である。

（委員の謝金及び旅費）
第７条　委員会に出席する委員に対し、謝金及び必要な旅費を支給することができる。
２　委員に対する謝金及び旅費の支給に関しては、委員会委員等への謝金等の支給基準（平成１５年細則第６９号）の定めるところによる。
（審査委員会の事務）
第８条　審査委員会の事務は、審査委員会の属する事業所の安全管理室が行う。ただし、和光事業所においては、安全管理部生物安全課が行う。
（雑則）
第９条　この細則に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附　則
この細則は、平成１５年１１月１日から施行する。

附　則（平成１８年１０月３１日細則第１１２号）
この細則は、平成１８年１１月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月３０日細則第４４号）
この細則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月３１日細則第６２号）
この細則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月２８日細則第１１号）
この細則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年４月８日細則第５７号）
この細則は、平成２７年４月９日から施行する。

附　則（平成３０年３月２２日細則第３４号）
この細則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２７日細則第１３５号）
この細則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和元年１２月２５日細則第１７９号）
この細則は、令和２年１月１日から施行する。